

## 善意銀行業務要綱事務取扱内規

千曲市社会福祉協議会善意銀行業務要綱第5条給付目的と給付範囲において、緊急を要する生活困窮者への給付について、下記のとおり定め、給付活動を実施するものとする。

### 1 給付について

- (1) 給付は、現金にて行い、その基準は、生活保護法保護基準により、当該年度最低生活費認定調書(3級地-1)第1類基準額をもとにして、申請者の年齢に応じた基準額を1ヶ月の基準日数30日で除し、小数点以下を四捨五入したうえ、1週間分を給付する。なお、冬季(11月~3月)は、冬季加算を加えた額で算出するものとする。
- (2) 申請者に家族が居ても給付は申請者本人のみとする。
- (3) 給付は、1世帯1回のみとし、再度申請することは出来ないものとする。

### 2 対象となる生活困窮者

- (1) 市内に住所を有し、3ヶ月以上居住し、生活福祉資金又は助け合い資金の申請において、保証人がいない、償還の目処がまったく立たない等の理由により、貸付が不可能であり、日々の生活に困窮し担当民生児童委員を通じて申し出た者とする。
- (2) 住民登録は市外にあっても、市内に3ヶ月以上居住し、生活の実態が市内にあり、やむをえない事情により日々の生活に窮し、民生児童委員を通じて申し出た者とする。

### 3 給付方法について、

- (1) 給付は、千曲市社会福祉協議会事務局長の決裁を受け、出来る限り迅速に給付するものとする。
- (2) 申請者は原則として、ふれあい福祉センターの窓口で現金を受領するものとする。

### 4 給付後の対応について

- (1) 給付は、申請者が生活保護法による最低生活を維持し、就職活動等の日常の活動を行うに必要な最低額であるため、給付後は担当民生児童委員と相談し、申請者の根本的な生活環境の改善のため関係機関と協力するものとする。

### 附 則

この内規は、平成18年8月1日から施行する。